

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年7月11日(2013.7.11)

【公表番号】特表2010-519622(P2010-519622A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-550162(P2009-550162)

【国際特許分類】

G 06 K 9/20 (2006.01)

H 04 N 5/222 (2006.01)

【F I】

G 06 K 9/20 3 1 0 A

H 04 N 5/222 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年5月21日(2013.5.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手書き面を支持する細長いベースアセンブリと、

下部及び上部を有するとともに前記下部が前記ベースアセンブリの第1の端部に近接して当該ベースアセンブリに取り付けられるポストと、

前記上部に近接し、前記ポストに支持され、かつ前記手書き面をカバーするビューの領域を有する固体カメラ装置であって、前記手書き面に向かって傾斜しつつ固定された光学軸を決めることにより、前記手書き面に所定の角度で向けられて、キーストーンイメージ情報が発達させされることになる固体カメラ装置と、

前記手書き面上での手書きの完了を示すためのトリガメカニズムと、

ディスプレイスクリーンと、

前記トリガメカニズム、前記ディスプレイスクリーン、及び前記固体カメラ装置に接続されるデジタルプロセッサであって、前記カメラ装置から前記キーストーンイメージ情報を受信し、かつ、前記キーストーンイメージ情報におけるアンチキーストーンイメージ処理を実行するように構成されるデジタルプロセッサと、

前記デジタルプロセッサに接続される有線通信ポート及び無線通信ポートの少なくとも1つと、

を備える平面イメージ捕捉装置。

【請求項2】

前記固体カメラは、2.5インチから7.5インチまでの間の被写界深度を有する請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項3】

前記ベースアセンブリの少なくとも一部が圧力感知式である請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項4】

前記ベースアセンブリは、前記第1の端部から間隔をおいた第2の端部に近接するパームレストを含む請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項5】

前記ベースアセンブリには、少なくとも1つの接近センサがさらに備えられる請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項6】

前記ベースアセンブリには、ページ除去検出器がさらに備えられる請求項5に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項7】

前記ポストによって支持される、イメージを投影可能な少なくとも1つの光要素をさらに備える請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項8】

前記パームレスト上で圧力を検出するように構成される少なくとも1つのパームレスト検出器をさらに備える請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項9】

前記手書き面は、前記ベースアセンブリから除去可能である請求項8に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項10】

前記除去可能な手書き面は、前記ベースアセンブリに係合するパッドのトップページである請求項9に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項11】

前記パッドは、弱い、再利用可能な接着成分を含むタイプである請求項10に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項12】

前記手書き面を照らすことが可能な少なくとも1つのLEDをさらに備える請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項13】

前記手書き面は、特定の意味を伴う少なくとも1つの特定の領域を有する請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項14】

前記ディスプレイスクリーンは、タッチスクリーン能力を含む請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項15】

前記ディスプレイスクリーンは、前記カメラ装置から得られる少なくとも部分的なイメージを、少なくとも部分的に表示するように構成される請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項16】

前記ディスプレイスクリーンは、前記ポストによって支持される請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項17】

前記ディスプレイスクリーンのための構造支持要素が、前記ポストを備える請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【請求項18】

前記カメラ装置に近接するビジネスカードを保持するように構成されるビジネスカードホルダをさらに備える請求項1に記載の平面イメージ捕捉装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0023

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0023】

もう1つの例示的な実施形態は、平面イメージ捕捉装置を有する平面イメージ捕捉システムを含み得る。平面イメージ捕捉装置は、ベースイメージ平面を定めるレスト面と、前

記イメージ平面に対して傾斜する光学軸を定める固定カメラ装置とを有し、前記カメラ装置は、前記固体カメラ装置から少なくとも約2.5インチ以上約7.5インチ以下で広がる被写界深度を伴う固定された光学焦点を有する。加えて、システムは、少なくとも捕捉装置からイメージ情報を受信することが可能な平面イメージ捕捉装置に接続される計算装置を含み得る。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0024

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0024】

さらにもう1つの例示的な実施形態は、イメージ情報を与える方法を提供し得る。その方法は、ベースイメージ平面に対して傾斜する光学軸、および前記固定カメラから少なくとも約2.5インチ以上約7.5インチ以下で広がる被写界深度を伴う固定焦点を有する固体カメラ装置を向けることを含む。その方法はまた、前記固体カメラ装置でイメージデータを捕捉すること、及び、少なくとも部分的にイメージデータをデジタルメモリに保存することを含み得る。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

もう1つの例示的な実施形態は、方法を実行するためのプロセッサによって実行のためにそこに保存されるコンピュータ可読インストラクションを有するコンピュータ使用可能媒体を提供する。その方法は、ベースイメージ平面に対して傾斜する光学軸、及び、少なくとも約2.5インチから約7.5インチの間で広がる被写界深度を伴う固定焦点を有する固体カメラ装置を向けること、固体カメラでイメージデータを捕捉すること、及びイメージデータを、デジタルメモリ内に少なくとも部分的に保存すること、を含む。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

さらに他の例示的な実施形態は、ネットワーク及び平面イメージ捕捉装置を含むイメージ捕捉及び送信システムを提供する。平面イメージ捕捉装置は、ベースイメージ平面を定めるレスト面、ベースイメージ平面に対して傾斜する光学軸を定める固体カメラ装置を含み、前記カメラ装置は、少なくとも約2.5インチ以上約7.5インチ以下で広がる被写界深度を伴う固定光学焦点を有する。平面イメージ捕捉装置は、ネットワークに接続され、前記イメージ情報を、ネットワークを通じてもう1つの装置に送信するように操作可能である。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

限定されないある実施形態において、平面イメージ捕捉装置は、ベースイメージ平面を定めるレスト面、及びベースイメージ平面に対して傾斜する光学軸を定める固定カメラ装

置を含む。固体カメラはまた、少なくとも約 2.5 インチ以上約 7.5 インチ以下で広がる被写界深度を有する。一般的に言えば、被写界深度は、面のイメージが、カメラ装置から見えるものとしてかなり明らかである距離である。また一般的に言えば、被写界深度は、平面イメージ捕捉装置が組み付けられたときに、固定範囲に換算される。

【誤訳訂正 7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

図 2 及び他の図はまた、実質的に平坦な面を含むベースイメージ平面 27 を示す。ベースイメージ平面 27 は、一般的に、ノートパッド 26 の四角形以外の様々な形状のものが可能で、そして、連続的である必要がないことについて留意されるべきである。加えて、図 3 B に示されるような垂直軸 29 が、ベースイメージ平面 27 によって定められる。ここで使用される、「垂直な被写界深度」は、例えば、認識及び／又はシステムの他の目的のために、イメージが十分な焦点及び／又は解像度である、カメラヘッド 32 によって検出されるイメージがシステムによって使用のために十分に分析される垂直軸 29 に対して実質的に平行な被写界深度で定義される。